

1 肥料コスト低減体系緊急転換事業

(参考資料2)

【令和3年度補正予算額 4,500百万円】

<対策のポイント>

化学肥料の原料に係る国際市況の影響を受けにくい生産体制づくりを早急に進めるため、慣行の施肥体系から、肥料コスト低減体系への転換を進める取組を支援します。

<事業目標>

次期作以降の肥料コスト又は施肥量低減計画の策定 [令和4年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

慣行の施肥体系

地域に適した肥料コスト低減体系の計画を策定



土壌診断

【支援対象取組】

- * 土壌診断
- * 診断結果に基づく処方箋の作成(施肥設計)
- * 適正施肥の指導

転換実証!



肥料コスト低減に資する技術

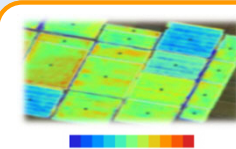
【支援対象取組】

- * 新たに実施する肥料コスト低減に資する技術

(取り組む技術に応じて、公募審査時にポイントを加算)

- ◆ プレミアムポイント加算技術

◆ ポイント加算技術



リモセン生育診断



ドローン追肥



堆肥施用



局所施肥技術



可変施肥技術

等

肥料コスト低減体系に転換!

肥料コスト低減体系の効果の情報発信

1. 肥料コスト低減体系への転換確立に向けた検討会の開催

肥料コスト低減体系への転換を各地域で検討する場づくりを支援します。

2. 肥料コスト低減体系への転換

肥料コスト低減体系への転換を進める取組(「土壌診断」と「肥料コスト低減に資する技術」を組み合わせた地域に適した取組)を各地域で支援します。

【土壌診断】

土壌診断及び診断結果に基づく施肥設計の見直しに必要な取組を支援します。

【肥料コスト低減に資する技術】

土壌診断による施肥設計を基に、新たに実施する「肥料コスト又は施肥量を低減する技術」を活用した取組の実証を支援します。

3. 肥料コスト低減効果の情報発信

肥料コスト低減体系の効果の情報発信を支援します。

<事業の流れ>



2 肥料コスト低減体系緊急転換事業の概要

- 化学肥料の原料に係る国際市況の影響を受けにくい生産体制づくりを早急に進めるため、「慣行の施肥体系」から「肥料コスト低減体系」への転換を進める取組（「土壌診断」と「肥料コスト低減に資する技術」を組み合わせた取組）を支援。【交付額：上限なし】

◆ 事業内容

- 1 **肥料コスト低減体系への転換確立に向けた検討会の開催**【任意】【補助率：定額】
検討会に係る経費（旅費、謝金、会場借料、印刷製本費等）を支援。

- 2 **肥料コスト低減体系への転換実証**【必須】【補助率：①は定額、②は1/2以内】
肥料コスト低減体系への転換実証（「① 土壌診断」と「② 肥料コスト低減技術 or 施肥量低減技術 or 低コスト肥料や国内地域資源活用肥料への切替」を組み合わせた取組）に係る経費を支援。

【取組面積：上限・下限なし】

- 3 **肥料コスト低減効果の情報発信**【必須】【補助率：定額】
肥料コスト低減体系の効果（実証結果）の情報発信に係る経費（セミナー開催に係る会場借料、旅費、謝金、印刷製本費等）を支援。

都道府県等のホームページで実証結果を紹介することも可
（農業者単位ではなく、農業者の組織する団体等の導入技術ごとに、A4用紙1枚程度の内容の紹介でも可）

【都道府県協議会向け】

- **肥料コスト低減体系緊急転換推進事業**【必須】【補助率：定額】
都道府県協議会による事業の推進に係る経費（諸手続に要する人件費等）を支援。



前作とまったく同じ条件で、同じ技術を導入することはできないことに注意！

- 作物を変更（品種、用途を含む）した場合（例：ネギ⇒レタス、主食用米⇒飼料用米）
 - 堆肥や緑肥の種類を変更した場合（例：食品残さ堆肥⇒牛ふん堆肥、ソルガム⇒エンバク）等
- 【注意：取組面積の増加や、技術を導入するほ場の変更は対象外】

ただし、
これなら
OK!

◆ 転換実証の内容

① 土壌診断【定額】

- 土壌診断（簡易土壌診断、リモセンによる土壌診断、養液栽培の培養液分析、委託を含む）、土づくり専門家等の施肥設計コンサルへの相談料等に係る経費を支援。
- 前作に実施していた場合でも対象。
- やむを得ない事情がある場合には、②の後に次期作のために実施することも可。



② 肥料コスト低減技術 or 施肥量低減技術 or 低コスト肥料や国内地域資源活用肥料への切替【1/2以内】

- 土壌診断による施肥設計を基に、新たに実施する「肥料コスト低減技術 or 施肥量低減技術 or 低コスト肥料や国内地域資源活用肥料への切替」に係る技術導入経費を支援。

例：局所施肥・可変施肥に係る農機レンタル費
リモセン撮影・解析費、堆肥の成分分析費
100kg以上/10a施用する肥料又は土壌改良資材の運搬費
肥料又は土壌改良資材の散布代行費
国内地域資源活用肥料とその他の肥料を配合する場合の配合作業代行費
緑肥種子の散布代行費、緑肥の栽培管理・すき込み代行費

- 肥料費（緑肥種子代を含む）、50万円以上の農業用機械施設の導入経費は対象外。

- 肥料を切り替える際の切替割合や国内地域資源活用肥料の国内原料割合に条件なし。



3 肥料コスト低減体系緊急転換事業の取組イメージ

- ◆ 肥料コスト低減体系への転換実証の取組イメージ
（「① **土壌診断（満額支援）**」と「② **肥料コスト低減技術 or 施肥量低減技術 or 低コスト肥料や国内地域資源活用肥料への切替（半額支援）**」を組み合わせた取組）

【取組例 1】

- ① 農業者がリモートセンシングの**土壌診断**を業者に委託
- ② 診断結果に基づいて、**新たに可変施肥機**をレンタルし、肥料を自ら散布



【支援内容】

- ① **土壌診断費（満額支援）**
 - ② **可変施肥機のレンタル費・燃料費（半額支援）**
- ※ 肥料費は支援の対象外。前作でレンタルしていた場合でも、作物や可変施肥機の種類が違う場合には支援の対象。

【取組例 2】

- ① 農業者が**土壌診断**を業者に委託し、**土づくり専門家**に**施肥設計**を相談
- ② 肥料を**発酵鶏ふん**に切り替えて、**成分分析**と散布を業者に委託（注）

【支援内容】

- ① **土壌診断費（満額支援）、施肥設計に係る相談料（満額支援）**
 - ② **発酵鶏ふんの成分分析費・運搬費・散布代行費（半額支援）**
- ※ 発酵鶏ふん費は支援の対象外。前作で発酵鶏ふんを施用していた場合でも、作物が違う場合には支援の対象。

（注）肥料をL型肥料に切り替えて、自ら散布した場合でも、申請要件を満たすことができます。その場合は、土壌診断関連の経費が支援対象（満額支援）となります。

【取組例 3】

- ① 農業者が自ら**簡易土壌診断**を実施
- ② 肥料の一部を**国内地域資源**を使用した肥料に切り替えて、**尿素**との配合と散布を業者に委託

【支援内容】

- ① **簡易土壌診断に必要な試薬やキット等の経費（満額支援）**
 - ② **配合代行費、散布代行費（半額支援）**
- ※ 肥料費は支援の対象外。100kg以上/10a 施用する場合には、運搬費も半額支援。

【取組例 4】

- ① （次期作のために）農業者が自ら**簡易土壌診断**を補助者とともに実施
- ② **新たにリモセン生育診断**と**ドローン追肥**を業者に委託

【支援内容】

- ① **簡易土壌診断に必要な試薬やキット等の経費（満額支援）、補助者の賃金（満額支援）**
 - ② **リモセン撮影・解析費（半額支援）、ドローン施肥代行費（半額支援）**
- ※ 肥料費は支援の対象外。

【取組例 5】

- ① 農業者が50万円未満の**土壌診断装置**を購入して**土壌診断**を実施
- ② **新たに緑肥**の栽培を委託

【支援内容】

- ① **土壌診断装置の購入費、土壌診断に必要な消耗品費（満額支援）**
 - ② **緑肥種子の散布代行費・栽培管理費・すき込み代行費（半額支援）**
- ※ 50万円以上の土壌診断装置や緑肥種子代は支援の対象外。前作で緑肥を使用していた場合でも、作物や緑肥の種類が違う場合には支援の対象。

【取組例 6】

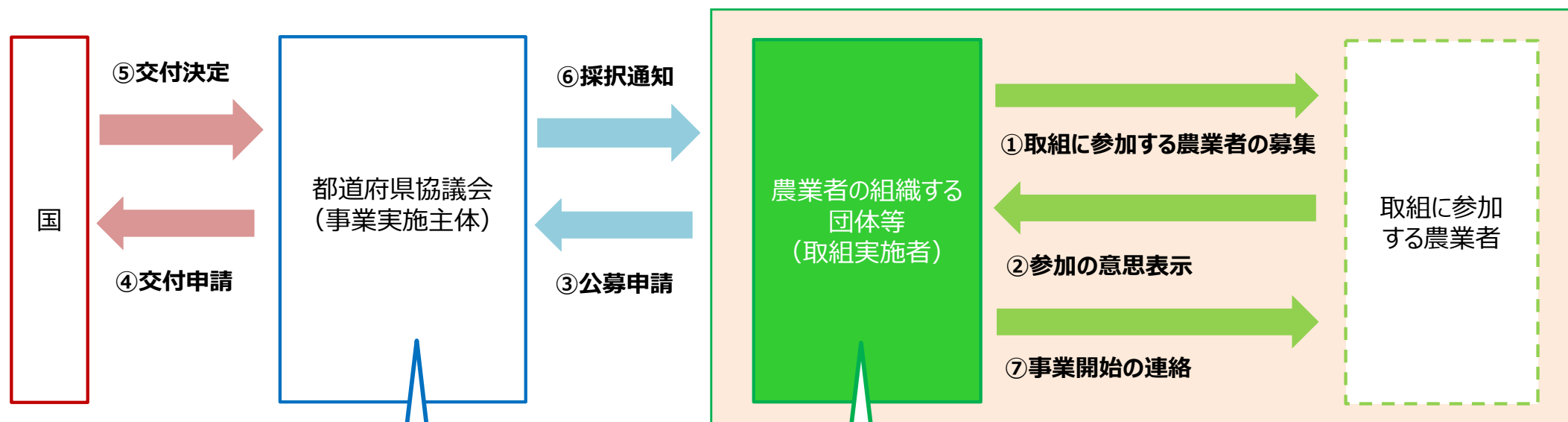
- ① 農業者が**養液栽培**の**培養液分析**を業者に委託
- ② **施肥管理が可能な営農管理システム**を新たに導入

【支援内容】

- ① **培養液分析費（満額支援）**
 - ② **営農管理システム導入費（半額支援）**
- ※ 施肥管理に寄与しない営農管理システムは支援の対象外。肥料費も支援の対象外。

4 肥料コスト低減体系緊急転換事業の流れ

- この事業で肥料コスト低減への転換に取り組むのは、農業者の組織する団体等（取組実施者）になります。
- 取組実施者は、取組への参加を希望する農業者の要望を取りまとめて、事業実施主体である都道府県協議会に取組計画書を申請します。
※ 法人経営の場合、法人が自ら取組実施者となることが可能です。
- 都道府県協議会は、取組実施者から提出された取組計画書を審査し、国から配分された予算の範囲内で採択者を選定します。その際、申請額が配分額を超えた場合に、ポイント獲得上位者から採択するか、あるいは、補助率を下げても全員を採択するかは、都道府県協議会の裁量で決めることができます。



- 取組実施者が行う「肥料コスト低減体系への転換」に係る取組を支援。

〔 具体的には「申請書の受付・審査」、「実施確認（必要に応じて現地確認）」、「補助金の交付」等 〕

- 都道府県協議会の構成員は都道府県を必須とし、その他の関係者は必要に応じて参画。

- 「肥料コスト低減体系への転換」に係る取組を実施。

〔 検討会の開催、情報発信：取組実施者が実施
転換実証：取組に参加する農業者が実施 〕

- 取組実施者は、上記の他に、関係書類の作成、取組に参加する農業者への各種連絡・支払等を実施。

- 農協の生産部会、肥料販売事業者、農機販売事業者が、取組への参加を希望する農業者の要望を取りまとめて申請することを想定。
(参加農業者の人数に上限なし)

5 平成20年度補正予算「肥料・燃油高騰対応緊急対策事業」時の都道府県協議会

肥料・燃油高騰対策に係る都道府県協議会の設立状況（1月8日現在）

都道府県協議会名	事務局名	連絡先（電話）	設置月日
北海道肥料・燃油等価格高騰対策推進協議会	JA北海道中央会	(011) 251 - 0630	11月 7日
青森県担い手育成総合支援協議会	青森県農業会議	(017) 774 - 8580	11月 17日
岩手県担い手育成総合支援協議会	岩手県農業会議	(019) 626 - 8545	11月 21日
宮城県水田農業推進協議会	宮城県農林水産部農産園芸環境課	(022) 211 - 2846	12月 17日
秋田県米政策事業推進本部	秋田県農業協同組合中央会	(018) 864 - 2121	12月 10日
山形県水田農業推進協議会	山形県水田農業推進協議会	(023) 634 - 6061	12月 19日
福島県担い手育成総合支援協議会	福島県農業会議	(024) 524 - 1201	12月 19日
茨城県水田農業交付金運営協会	JA茨城県中央会水田農業対策部	(029) 219 - 0255	12月 1日
栃木県水田農業推進協議会	JA栃木中央会水田担い手支援センター	(028) 626 - 2345	12月 19日
群馬県担い手育成総合支援協議会	群馬県、群馬県農業会議、群馬県農業協同組合中央会	(027) 226 - 3036 群馬県	11月 18日
埼玉県燃油・肥料高騰緊急対策協議会	埼玉県農業協同組合中央会	(048) 830 - 4142 埼玉県	12月 19日
千葉県水田農業推進協議会	千葉県農林水産部生産販売振興課	(043) 223 - 2890	12月 10日
東京都担い手育成総合支援協議会			12月 17日
神奈川県燃油・肥料高騰対策協議会	神奈川県農業協同組合中央会	(045) 680 - 3005	12月 10日
山梨県水田農業推進協議会	JA山梨中央会農業振興部	(055) 223 - 3503	12月 5日
長野県燃油・肥料高騰対策事業協議会	長野県農政部農業技術課	(026) 235 - 7222	11月 10日
静岡県担い手育成総合支援協議会	静岡県農業会議	(054) 255 - 7934	11月 25日
新潟県米政策改革推進協議会	新潟県米政策改革推進協議会	(025) 230 - 2021	12月 18日
富山県水田農業推進協議会	富山県水田農業推進協議会	(076) 445 - 2022	12月 15日
石川県燃油・肥料高騰対策推進協議会	JA全農いしかわ	(076) 240 - 5361	12月 12日
福井県水田農業推進協議会	福井県水田農業推進協議会	(0776) 27 - 8223	11月 26日
岐阜県燃油・肥料高騰対策推進協議会	岐阜県農業協同組合中央会農政部	(058) 276 - 5631	12月 3日
愛知県肥料・燃油高騰対策推進協議会	愛知県農業協同組合中央会担い手対策部	(052) 951 - 6957	11月 14日
三重県燃油・肥料高騰緊急対策協議会	三重県農協中央会営農対策部	(059) 229 - 9059	12月 16日
滋賀県水田農業推進協議会			12月 12日
京都府水田農業推進協議会	JA京都中央会地域振興対策部	(075) 681 - 4324	12月 22日
大阪府水田農業推進協議会	大阪府農業協同組合中央会食と農・環境対策部	(06) 6941 - 5749	12月 26日
兵庫県燃油・肥料高騰緊急対策協議会	兵庫県燃油・肥料高騰緊急対策協議会	(078) 333 - 6530	12月 17日
奈良県肥料・燃油高騰緊急対策協議会	奈良県農業協同組合中央会農政部	(0742) 27 - 4062	12月 11日
和歌山県担い手育成総合支援協議会	和歌山県農業会議	(073) 432 - 6114	12月 5日

5 平成20年度補正予算「肥料・燃油高騰対応緊急対策事業」時の都道府県協議会（続き）

都道府県協議会名	事務局名	連絡先（電話）	設置月日
鳥取県燃油・肥料高騰緊急対策協議会	鳥取県農林水産部生産振興課	(0857) 26 - 7272	12月19日
島根県水田農業推進協議会	島根県農畜産振興課	(0852) 22 - 5109	11月27日
岡山県燃油・肥料高騰緊急対策協議会	岡山県農業協同組合中央会	(086) 232 - 2358	12月1日
広島県水田農業推進協議会	広島県、広島県農業協同組合中央会、全農広島県本部	(082) 544 - 3747 (082) 513 - 3592	12月8日
山口県担い手育成総合支援協議会	山口県農業会議	(083) 923 - 2102	11月28日
徳島県水田農業推進協議会	徳島県農業協同組合中央会	(088) 634 - 2334	12月16日
香川県担い手育成総合支援協議会	香川県農業会議、香川県	(087) 832 - 3422 (087) 832 - 3411	12月5日
愛媛県水田農業推進協議会	愛媛県農業協同組合中央会	(089) 948 - 5662	12月24日
高知県水田農業推進協議会	高知県農業協同組合中央会	(088) 802 - 8033	12月17日
福岡県担い手・産地育成総合支援協議会生産振興部会	福岡県担い手・産地育成総合支援協議会生産振興部会	(092) 643 - 3488	12月1日
佐賀県水田農業推進協議会	佐賀県水田農業推進協議会	(0952) 25 - 5356	11月19日
長崎県水田農業推進協議会	長崎県水田農業推進協議会	(095) 895 - 2943	11月18日
熊本県水田農業推進協議会	熊本県水田農業推進協議会	(096) 333 - 2393	11月26日
大分県水田農業改革推進協議会	大分県水田農業改革推進協議会	(097) 544 - 3565	12月12日
宮崎県水田営農対策協議会	宮崎県水田営農対策協議会	(0985) 31 - 5727	11月18日
鹿児島県水田農業推進協議会	鹿児島県水田農業推進協議会	(099) 286 - 2111 (内 3198)	12月16日
沖縄県燃油・肥料高騰緊急対策協議会	沖縄県農林水産部営農支援課	(098) 866 - 2280	12月9日

6 農業者の組織する団体等が提出する取組計画書と審査のポイント

◆ 農業者の組織する団体等（取組実施者）の取組計画書

- 取り組む「土壌診断」の内容と、「肥料コスト低減 or 施肥量低減 or 国内地域資源活用肥料の促進に資する技術」の内容を記載。
- 事業目標として、前作と比較しての具体的な「肥料コスト or 施肥量 の低減目標」を設定（例：肥料コスト10%削減、施肥量20%削減 等）



- ・ 目標を設定する際には、「土壌診断による効果分」は含めない。
- ・ 農業者の組織する団体等が「肥料コスト低減 or 施肥量低減 or 国内地域資源活用肥料の促進に資する技術」単位でまとめて目標を設定する。
- ・ 肥料コスト低減を目標とする場合、前作の肥料コストに今期の肥料コストの値上がり幅分を考慮に入れて試算する。（前作の肥料コストに係る情報がない場合は、地域の代表的な肥料費の情報を引用する）
- ・ 国内地域資源を活用した肥料に切り替えて、肥料コスト or 施肥量の低減に係る目標を立てることができない場合、国内原料の割合を記載する。
- ・ 事業目標を達成できなかった場合、実績報告時にその理由を都道府県協議会に提出する。

- 成果目標として、「次期作以降の肥料コスト or 施肥量の低減計画」を策定。

- ・ 農業者の組織する団体等が「肥料コスト低減 or 施肥量低減 or 国内地域資源活用肥料の促進に資する技術」単位でまとめて計画を策定する。
- ・ 低減度合いは問わないが、策定した計画は都道府県協議会及び地方農政局等において事業評価で点検を行い、必要に応じて改善（修正）を行う。

都道府県協議会（事業実施主体）に申請

= 都道府県協議会（事業実施主体）による審査 =

- 都道府県協議会は、農業者の組織する団体等から提出された取組計画書を基にポイント制で審査し、国から配分された予算の範囲内で採択者を選定。

（ポイントに基づき、足切りをするかあるいは、補助率を下げて全員を採択するかは、都道府県協議会の裁量により決定。）

- 国が都道府県に対して事前に実施する要望量調査により、都道府県協議会への割当額を決定。

（要望額が予算額を上回った場合は、公平に一律の割合で減額）

審査基準（ポイント制）

高ポイント！

- 肥料コスト低減 or 施肥量低減 or 国内地域資源活用肥料の促進に資する技術の内容（取り組む技術に応じて、ポイントを加算）

プレミアムポイント：堆肥、鶏ふん、汚泥肥料の施用

加算ポイント：リモセン生育診断、ドローン追肥、局所施肥技術
可変施肥技術、国内地域資源活用肥料への切替

- 肥料コスト or 施肥量の低減目標 高ポイント！
- 取組計画、取組経費、実施体制等の妥当性
- 取組の波及効果

7 要望量調査の概要

- 要望量調査では、令和4年の春と秋に使用する肥料で作付する作物を対象に取り組みされる「土壌診断」と「肥料コスト低減 or 施肥量低減 or 国内地域資源活用肥料の促進に資する技術」を組み合わせた取組に対する要望量を調査。
- 要望量調査の結果を基に割当額を決定。予算額を超えた場合には、公平性を期すため全国一律の割合で減額して割当。
- 要望量調査の結果によっては、2次公募を行うが、基本的には実施しない予定（2次公募を行う場合には、1次公募時と同様に事前に要望量調査を実施）。

◆ 要望量調査の様式案

No.	管轄局	都道府県名	事業実施主体名	取組作物							転換実証(技術導入)の取組内容										要望額内訳(円)					合計(円)			
				水稲	畑作	茶	露地野菜	施設野菜	果樹	その他	プレミアムポイント加算			ポイント加算					その他	備考 (局所施肥、 可変施肥で 使用する農機)	検討会 開催	転換実証 (土壌診断)	転換実証 (技術導入)	情報発信	推進事務				
											堆肥 施用	鶏ふん 施用	汚泥肥料 施用	リモセン 生育診断	ドローン 追肥	局所 施肥	可変 施肥	国内地域資 源活用肥料											
例	〇〇局	□□県	△△農協	○			○				花き	○		○	○	○				緑肥	側条施肥機								

◆ 調査予定期間

令和3年12月3日(金)～令和4年1月14日(金)まで

◆ 調査実施者

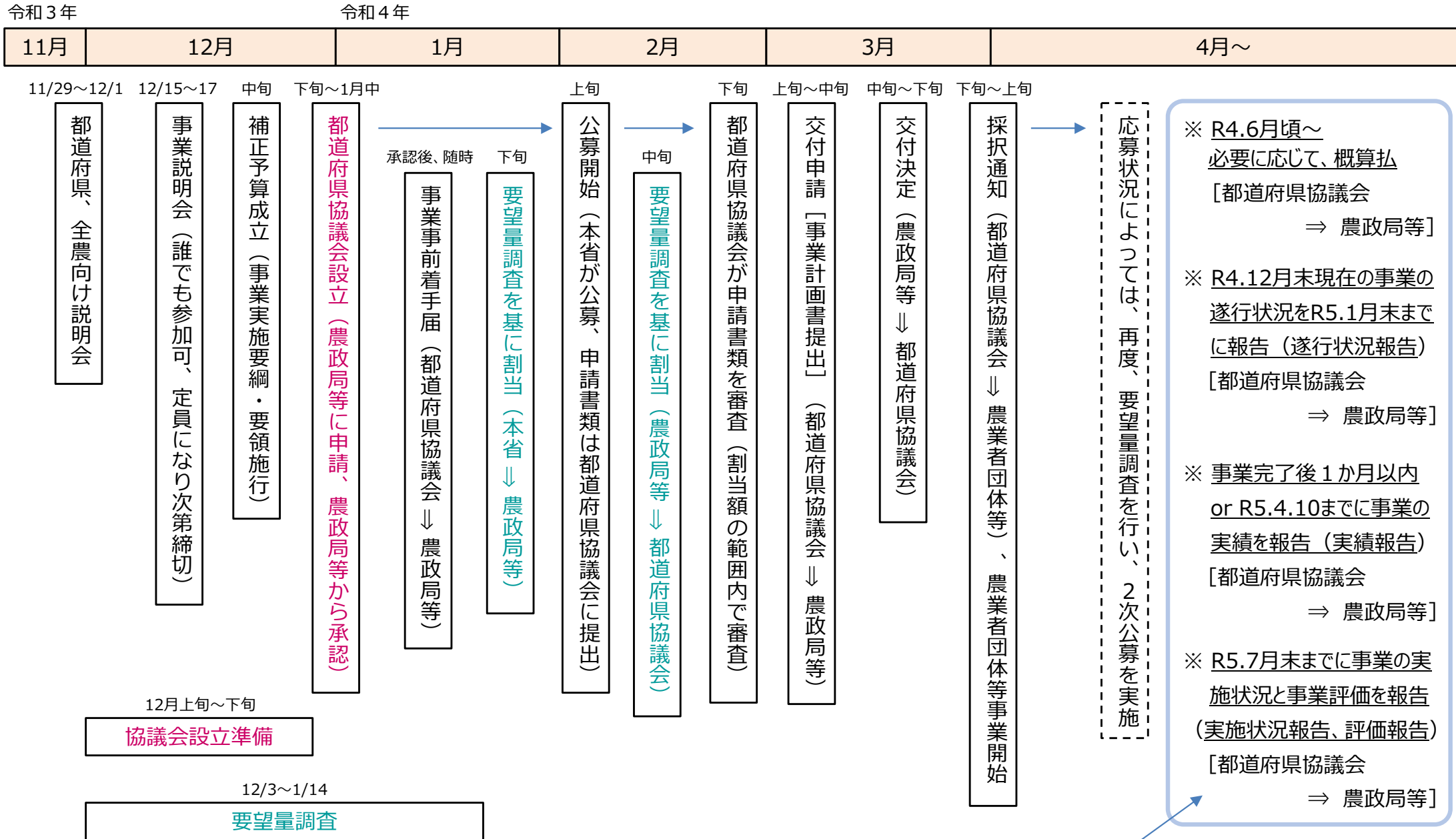
都道府県が要望を取りまとめて、地方農政局等に報告

(農水省本省から地方農政局等に作業依頼の事務連絡を发出)

◆ 留意事項 (取りまとめるに当たっての確認事項)

- ・ 参加農業者全員が「土壌診断」をきちんと実施することになっているか
- ・ 参加農業者全員が取り組む「肥料コスト低減 or 施肥量低減 or 国内地域資源活用肥料の促進に資する技術」について、新たに実施する取組であるか
- ・ 事業実施主体として、きちんと情報発信を行うこととしているか
- ・ 対象経費以外のものを計上していないか、補助率は合っているか
- ・ 予算額を超えた場合を想定して、余分に計上していないか (厳守)

8 今後のスケジュール



- ※ R4.6月頃～
必要に応じて、概算払
[都道府県協議会
⇒ 農政局等]
- ※ R4.12月末現在の事業の
遂行状況をR5.1月末まで
に報告（遂行状況報告）
[都道府県協議会
⇒ 農政局等]
- ※ 事業完了後1か月以内
or R5.4.10までに事業の
実績を報告（実績報告）
[都道府県協議会
⇒ 農政局等]
- ※ R5.7月末までに事業の実
施状況と事業評価を報告
（実施状況報告、評価報告）
[都道府県協議会
⇒ 農政局等]

都道府県協議会は、定められた期日までに農政局等に提出できるよう、農業者団体等に必要な書類の提出を依頼

※ 今後、11/29～12/1の説明会での意見、質問を基に Q&A を作成し、関係者に配布予定
農林水産省ホームページに事業ページを作成し、12/15～17の説明会の案内や農業者向けチラシ等を掲載予定